

○松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則

昭和59年3月21日

松戸市規則第7号

改正 昭和63年3月31日規則第16号
平成元年1月8日規則第2号
平成元年3月30日規則第22号
平成4年3月12日規則第13号
平成9年3月31日規則第36号
平成17年5月1日規則第48号
平成27年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市自転車の放置防止に関する条例（昭和58年松戸市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の標識)

第2条 条例第7条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、同条第2項の規定により、告示するもののほか、放置禁止区域標識（第1号様式）を自転車の利用者の見やすい場所に設置するものとする。

(放置自転車の措置方法)

第3条 条例第10条の規定により放置禁止区域内又は市の設置する自転車駐車場内に放置されている自転車を移送する場合は、あらかじめ放置自転車移送通告書（第2号様式）をちよう付して行わなければならない。

2 条例第10条第2項に規定する相当な期間とは、放置自転車移送通告書をちよう付した日から起算して14日とする。

(自転車の保管方法)

第4条 条例第10条又は条例第12条第2項の規定により自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）を含む。以下次項並びに次条及び第8条において

同じ。)を保管したときは、保管自転車台帳(第3号様式)に当該自転車の特徴等を記載するものとする。

2 条例第10条又は条例第12条第2項の規定により自転車を保管したときは、保管自転車台帳を自由に閲覧させるとともに、次に掲げる事項を松戸市告示により公示するものとする。

- (1) 移送日
- (2) 放置場所
- (3) 保管場所
- (4) 保管期間

3 前項第4号の保管期間は、移送日から起算して2か月とする。

(自転車の返還手続)

第5条 保管した自転車を利用者(所有者を含む。)に返還するときは、保管自転車返還願(第4号様式)を徴し、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させなければならない。

(措置命令)

第6条 条例第12条第1項に規定する命令は、措置命令書(第5号様式)により行うものとする。

(費用の額)

第7条 条例第13条第2項に規定する額は、自転車については、1台につき3,000円、原動機付自転車については、1台につき6,000円とする。

(腕章の着用等)

第8条 自転車の移送に従事する職員は、腕章(第6号様式)を着用するほか、身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(協議会の構成)

第9条 条例第15条第3項の規定により市長が委嘱し、又は任命する松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 公募市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 鉄道事業者等の職員
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 各種団体の関係者
 - (6) 本市の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、街づくり部交通政策課において処理する。

(委任)

第15条 第9条から前条までに定めるもののほか協議会の運営について必要

な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日松戸市規則第16号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月8日松戸市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日松戸市規則第22号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月12日松戸市規則第13号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日松戸市規則第36号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成9年4月7日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に移送し、保管した自転車について適用し、同日前までに移送し、保管した自転車については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年5月1日松戸市規則第48号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市自転車の放置防止に関する条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に移送し、保管した自転車について適用し、同日前までに移送し、保管した自転車については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日松戸市規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)



備考

- 1 地は、橙色とする。
- 2 文字、記号及び縁は、白色とする。

第2号様式(第3条関係)

<p>放置自転車移送通告書</p> <p>自転車の放置禁止</p> <p>このまま放置されますと、松戸市自転車の放置防止に関する条例に基づき移送し、移送保管料を徴収します。</p> <p style="text-align: right;">松 戸 市</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">場 所</p>	<p>9.1cm</p>
<p>25.7cm</p>	

保管自転車台帳					
移送年月日	年 月 日	保管場所			
放置場所		<input type="checkbox"/> 禁止区域 <input type="checkbox"/> 禁止区域外 <input type="checkbox"/> 自転車駐車場内			
	型式	防犯登録 番号又は 標識番号		引取通知	
	塗色			引取日	
	メーカー	氏名		処分先	
	住所				
	破損				
	型式	防犯登録 番号又は 標識番号		引取通知	
	塗色			引取日	
	メーカー	氏名		処分先	
	住所				
	破損				
	型式	防犯登録 番号又は 標識番号		引取通知	
	塗色			引取日	
	メーカー	氏名		処分先	
	住所				
	破損				
	型式	防犯登録 番号又は 標識番号		引取通知	
	塗色			引取日	
	メーカー	氏名		処分先	
	住所				
	破損				

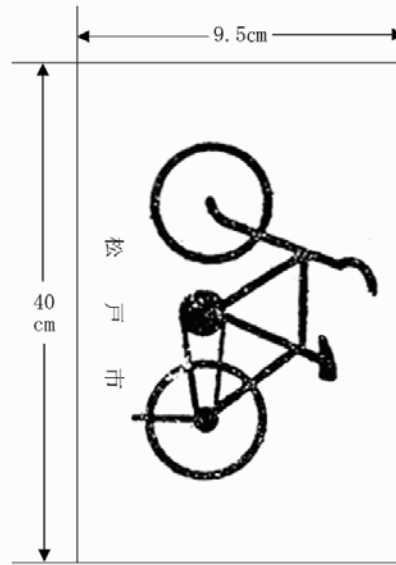
保 管 自 転 車 返 還 願				年 月 日	
(あて先)松戸市長				返還申出者 住 所 _____	
				氏 名 _____ 印	
自転車所有者	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
自 転 車 の 特 徴 等					
型 式			色		
メ ー カ ー			使用程度	□新 □中 □古	
車 体 番 号			そ の 他		
放 置 場 所					
放 置 日 時	年 月 日		午前・午後	時	分頃
上記の自転車の返還を受けました。					
年 月 日					
(あて先)松戸市長					
住 所					
氏 名 印					
電話番号					
※ 処 理 欄	確 認	□身分証明書	□移送・保管費用	台帳番号	担 当 者
		□運転免許証			
		□その他()			

注 ※欄には、記入しないでください。

第5号様式(第6条関係)

<p>措 置 命 令 書</p> <p>自転車の放置禁止</p> <p>松戸市自転車の放置防止に関する条例第12条第1項の規定により自転車の放置を禁止します。</p> <p style="text-align: right;">松 戸 市 長</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">場 所</p>	<p>9.1cm</p>
<p>25.7cm</p>	

第6号様式(第8条関係)



備考

- 1 地は、緑色とする。
- 2 文字及び記号は、白色とする。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 6 条関係)

第 6 号様式 (第 8 条関係)